

平成29年度第1回鹿沼市情報公開・個人情報保護審査会会議録

期 日	平成29年7月6日（木）午前10時00分から午前10時40分まで
会 場	鹿沼市役所本館3階常任委員会室
出席者	委 員 杉原会長、直井副会長、大貫委員、鈴木委員、関口委員、山下委員、横尾委員 事務局 渡辺総務部長、糸井総務課長、能島総務係長、大出主査、川田主任主事 計12人

糸井課長 ただいまから、平成29年度第1回鹿沼市情報公開・個人情報保護審査会を開会いたします。私は、事務局を務めさせていただきます総務課長の糸井と申します。よろしくお願いたします。また、事務局としまして、渡辺総務部長、能島総務係長、大出主査、川田主任主事が出席しております。

本日は、審査会条例第6条第3項の規定により、委員全員が出席されており、会議が有効に成立していることを御報告させていただきます。

まず、開会に当たりまして、渡辺総務部長から御挨拶を申し上げます。

渡辺部長 おはようございます。総務部長の渡辺です。本日は、お忙しい中、平成29年度第1回の鹿沼市情報公開・個人情報保護審査会の会議に御出席いただき、ありがとうございます。また、委員の皆様には、日頃より、本市の情報公開制度及び個人情報保護制度の適切な運用に格別の御協力をいただき、感謝を申し上げます。

本日は、昨年度における制度の運用状況について、説明させていただきますが、本市における近年の情報公開請求は、民間事業者がその事業活動に行政情報を利用することを目的とする請求が増える傾向にあり、行政情報の公開に対するニーズが高まっているものと考えられます。また、個人情報の保護に関しては、マイナンバー制度の本格的な運用開始を控え、行政における個人情報の取扱いに対する国民の関心はますます高まっており、より一層、その徹底を図っていく必要があると考えております。

本日は、本市において両制度を適切に運用していくため、委員の皆様のお意見を賜りたいと考えておりますので、御審議のほど、よろしくお願いたします。

糸井課長 続きまして、杉原会長から御挨拶をいただきたいと思ひます。

杉原会長 皆さん、大変お久しぶりでございます。本日は、予告のありました議題のほかにもいくつか議題があるとのことですので、早速審議に入りたいと思ひます。よろしくお願いたします。

糸井課長 ありがとうございます。それでは引き続き議題に入らせていただきます。議事の進行につきましては、審査会条例第6条第2項の規定によ

り、会長にお願いいたします。

杉原会長 それでは、「(1)平成28年度鹿沼市情報公開・個人情報保護制度の運用状況について」事務局から説明をお願いします。

(事務局の説明)

- (1) 資料1について、川田主任主事が説明した。
- (2) 説明の中で、現任委員が任期満了を迎える来年6月以降、会議の招集及び意見集約の円滑化を図るため、審査会の委員定数を7人以内から5人以内とすることについて、現在、事務局において検討している旨を報告した。

杉原会長 運用状況の説明につきまして、委員の皆様から御意見、御質問がございましたら、よろしくをお願いします。

大貫委員 資料の8ページの「審議会等の会議の開催状況」にある「鹿沼市いじめ問題対策連絡協議会」についてですが、児童・生徒に対するいじめの問題については、市や教育委員会においていろいろな取組をされていると思います。この協議会は、非公開で開催されたとありますが、どのような部分が非公開とされたのか、差し支えなければ教えてください。

(事務局の説明)

鹿沼市いじめ問題対策連絡協議会は、いじめという高度なプライバシーを有する情報を扱うため、非公開により開催している。

杉原会長 公開か非公開かは、協議会において案件ごとに開催前に決定しているのでしょうか。

(事務局の説明)

審議会等の会議は、開催前に公開・非公開を決定の上、その旨を公表している。

大貫委員 いじめの問題は、子どもたちの将来にかかわることですので、協議会の適切な開催をお願いしたいと思います。

杉原会長 ほかに何かありますか。

(委員から特になし)

杉原会長 それでは、次に「その他」として、委員の皆さんから何かありますか。

(委員から特になし)

杉原会長 それでは、事務局から、何かありますか。

(事務局の説明：税額決定通知書の誤送付によるマイナンバーの漏えいについて)

- (1) 平成29年5月18日、税務課が、マイナンバーの記載された市県民税の特別徴収税額決定通知書を発送したところ、1通が、本人とは無関係の事業所に送付されたことが、誤送付先の事業所からの連絡で明らかとなった。
- (2) 誤送付の原因は、事業者が市に提出した給与支払報告書に記載されていた従業員の生年月日に誤りがあり、税務課の職員もこれに気

付かず、誤った生年月日により該当者を抽出し、入力したため、税額通知書に別人の情報が記載されてしまったこと。

(3) 税務課では、マイナンバーを含む個人情報を漏えいさせてしまったことについて、本人に謝罪するとともに、今後は、給与支払報告書と税額決定通知書の記載の誤りを確認する作業手順の見直しを行い、再発防止を徹底することとした。

杉原会長 ただ今の報告については、皆さんも新聞等で見聞きされた内容だと思いますが、何か御質問などはございますか。

山下委員 ケアレスミスだと思いますが、そもそも、税額決定通知書には、マイナンバーを書かないといけないものなのではないでしょうか。書かなくても運用できるのであれば、書かなければ、少なくともマイナンバーが漏れることはないと思うのですが、何か決まりなどはあるのでしょうか。

(事務局の説明)

- (1) 国の省令において様式が定められているものがあり、今回の税額決定通知書については、マイナンバーを記載する様式であったため、マイナンバーを記載せざるを得なかった。
- (2) 国の事務でもそうした定めのないものや市独自にマイナンバーを利用する事務については、様式にマイナンバーを記載しない運用をしている。

山下委員 地方税法の施行規則でマイナンバーを書くよう定められているということですね。それが問題ですね。

杉原会長 この件について、国から調査などはありましたでしょうか。ほかでも同じようなミスを犯す可能性があるもので、国も状況を把握して改善を検討するとか、そういった動きはあるのでしょうか。

(事務局の説明)

- (1) 今回の件について、国からの調査はない。
- (2) マイナンバーの漏えいがあった場合は、国の個人情報保護委員会に報告することとなっており、その報告は行っている。

杉原会長 先ほど山下委員がおっしゃったように単なるケアレスミスなのか、制度上付きまとう可能性のあるリスクなのか。マイナンバー制度は、まだ定着しておらず、行政側も慣れていないこともあり、これからもこうした事案が出てくるかも知れませんので、こうした事案が出たらすぐに調査をして、改善の必要があるのか、単なるケアレスミスで、ほかでは考えられないような事案なのか、何か対応する必要があると思います。「こういうことがありました。」というだけで済ますわけにはいかないと思いますので、国から調査があったかどうかについて、お尋ねをしました。ほかに何かございますか。

山下委員 ヒューマンエラーなので、今後も起こり得ることだと思います。マイナンバーを書かなくてもいいのであれば、本当であれば、書かなくても

いいように、国に様式を変えてもらった方がいいのではないかとというのが、私の意見です。

杉原会長 情報公開制度は、1980年代からかなりの積重ねがあって、今ではヒューマンエラーのようなものはほとんどないのですが、この制度ができた当初は、行政側のミスも結構ありました。マイナンバー制度は、国策事業なので、もし何かミスがあっても自治体の方で何とかしなさいというのは、制度の仕組みとしては無責任ではないかと思えます。情報公開制度は、国が情報公開法をつくるよりずっと前にできた自治体の制度ですが、燎原^{りょうげん}の火のように瞬く間に全国に広がったものですから、運用の中でいろいろなミスが出てきました。こうしたことは、新しい制度には必ずつきものなんですね。ほかに何かございますか。

横尾委員 事務局に確認したいのですが、会社側が給与支払報告書を送って、それによって、翌年度の特別徴収をかける課税明細ができるわけですよ。その給与支払報告書にマイナンバーが入っているのに、なぜマイナンバーの照合をしなかったのですか。そこが一番のミスのもとですよ。マイナンバーが書いてありながら、それとは別人のものになってしまい、そのミスに気付かなかったことが問題だと思います。生年月日だけで照合したので別人になってしまったというのでは、マイナンバーを使っている意味がない。今年の始めに出てきている給与支払報告書には、マイナンバーを付すことになっていたと思います。新年度分の課税をするに当たって、そのマイナンバーで照合するべきなのに、マイナンバーではないもので照合してしまったから、別人のものが送られ、そのミスに気付かなかった。行政のミスとしては、大き過ぎるのではないかと思います。

(事務局の説明)

税務課におけるチェック方法の詳細については、把握していないが、誤りの原因は、マイナンバーではなく生年月日で照合したことなので、今回の件を受けた税務課における手順の見直しの中で、改善が図られているものと考えている。

横尾委員 今までは、個人名と生年月日でチェックしていたところに、せっかくマイナンバーができたのだから、それでチェックをすれば間違いは起きないのではないかと思います。

杉原会長 ほかに御質問がなければ、この報告については、これでよろしいでしょうか。

(委員から特になし)

杉原会長 それでは、その他として、ほかに何かございますか。

(事務局の説明：国における個人情報保護法の改正に伴う鹿沼市個人情報保護条例の改正方針について)

国における個人情報保護法の改正の趣旨及び本市条例の改正方針

について、次のことを説明した。

(1) 個人情報の定義の明確化

ア 法改正の趣旨

指紋やパスポート番号など、個人情報に該当するかどうか疑義があったものを「個人識別符号」として個人情報に該当することを明確にした。

イ 条例の改正方針

法に準じて改正する。

(2) 要配慮個人情報の取扱い

ア 法改正の趣旨

個人情報の中でも、個人の思想・信条など、社会的差別につながるような個人情報を「要配慮個人情報」と位置付け、より手厚い保護の対象とした。

イ 条例の改正方針

(ア) 本市の条例では、既に、個人の思想・信条など、社会的差別につながるような個人情報については、原則として、収集を禁止する規定を設けている。

(イ) ただし、国における要配慮個人情報には、本市が対象としていない「犯罪被害に関する情報」が含まれているため、法の定義に合わせて改正する。

(3) 非識別加工情報の仕組みの導入

ア 法改正の趣旨

行政情報の民間活用により、経済活動の活性化を図ることを目的として、行政が保有する個人情報を含むデータベースを個人が特定できないよう加工した上で、民間に提供する仕組みを導入したこと。

イ 条例の改正方針

データの有用性及び技術的な課題を検討した上で判断する。

杉原会長 二番目の報告は、国の個人情報保護法の改正に伴って、各自治体が定める条例との整合性を取るための検討についてです。これは、鹿沼市だけではなく、他の自治体でも同様の検討を行っていると聞いております。それぞれの自治体で定めている条例の内容が違いますので、検討の結果や改正の時期なども自治体によって違ってくることにはなりますが、改正のポイントは、先ほどの3点ということになります。これについて、何か御質問等がございますでしょうか。

(委員から特になし)

杉原会長 それでは、事務局から何かほかにございますか。

(事務局から特になし)

杉原会長 特にないようでしたら、本日の議題は、全て終わりました。それでは、

進行を事務局にお返しします。

糸井課長 杉原会長、ありがとうございました。それでは、以上をもちまして、平成29年度第1回鹿沼市情報公開・個人情報保護審査会の会議を終了とさせていただきます。本日は、お忙しい中、御出席いただきまして、ありがとうございました。